

教育資料室だより

No.16 令和5(2023). 1. 10

発行 桐生市教育資料室

桐生市小曾根町1-9 (西小学校内)

電話・FAX 0277(43)3171

桐生の教育史をたどる

【学制 その8】

復習となりますが、学制では、全国を8大学区に分け、各大学区に32の中学区、各中学区に210の小学区を設け、それぞれの学区に1校ずつ大学校・中学校・小学校をおくと定めています。小学校区の基準は人口約600人(その内、学齢期の子を100人と推定して)に1校としました。

学区は、教育行政の基本単位であり、その監督官庁として規定されたのが督学局です。学制の規程では、文部省に督学本局を置くとともに、各大学区本部ごとに督学局を設置し、督学および付属官員を置きそれぞれの大学区内を監督するとされ、実際の運用では、督学の他に視学を置き、毎年数回、地方に督学・視学を派遣して学事視察を行ない、就学の督励に当たりました。また、府知事・県令が教育事務を統理する地方教育行政官庁とされ、学区の設定、学区取締の任命、学校設立と就学督励などをすべて督学局と協議して行なう仕組みになっていました。

このように近代的義務教育の実現に向け教育制度や組織が整備され始める中、地方も次第に教育行政組織を整えていきます。その中で大きな役目を担ったのが学区取締(教育資料室だよりNo.5でほんの少しだけふれました)でした。学区取締は各中学区に10乃至12,3人が置かれ、一人が20乃至30の小学区を分担し、就学の奨励、学校の設立・保護・経費など学事に関する事務一切を担当しました。

主に地域の名望家が知事や県令によって任命され、その多くは戸長や副戸長と兼務していました。さらに、学区取締の補佐役として学校保護役や周旋人、世話掛等(地域で種々の呼び名がありました)がおかれました。

学区取締及び学校保護役の職務内容について、以下に群馬県が定めた事務心得を資料として掲載します。旧桐生地域で最初に学区取締に任命されたのは、山田郡桐生新町の金谷九十郎と新田郡烏山村の武藤道斎、新里・黒保根地域は勢多郡水沼村の星野耕作でした。〈教育令期の教育 その9へ続く〉

☆参考『群馬県教育史(第一巻 明治編 上巻)』

『桐生市教育史(上巻)』『学制百年史』

『新里村百年史』『黒保根村誌』

学区取締事務心得

(明治十一年二月十八日 県達乙二十一号)

- 第一条 学区取締ハ学制并本県ノ成規ヲ奉シ其担当区内ノ人民ヲ奨励シ学事ヲシテ拡張セシム
- 第二条 学資徴収学校維持ノ方法等区戸長学校保護役ニ協議シ将来保存ノ目的ヲ立ル事
- 第三条 学令ヲ調査シ就学ヲ督励シ本県学則第六條ニ準シ以テ開申スヘシ
- 第四条 学区ノ景況ニ抛リ区画ヲ改正シ或ハ聯区ヲ増減シ女兒学校并村落学校ノ位置其他変則夜学校工女余暇学校ニ至ル迄開設ノ目途ヲ立テ之ヲ具状ス
- 第五条 学校位置ノ便否ヲ量リ学校ヲ増設シ或ハ廃止移転合併等ノ目途ヲ立テ之ヲ具状ス
- 第六条 人民ノ学事ニ勉勵尽カスル者アレハ審按以テ具状ス
- 第七条 教員学校保護役ノ勤惰品行ヲ監視[監視の誤り?]シテ之ヲ具状ス
- 第八条 生徒ノ勉勵衆ニ超ル者或ハ品行端正他ノ模範トナルヘキ者アレハ該校教員ト協議ヲ遂ケ審按ノ上連印以テ具状ス
- 第九条 区内公私ノ学校ヲ巡回シ生徒ノ進否増減及ヒ公立学校学費出納ノ帳簿ヲ監視ス
- 第十条 小学定期試験一ヶ月前区内学校学験生ヲ調査シ試験法ニ掲ル書式ニ準シ開申スヘシ
- 第十一条 各小学校ヨリ毎月出所ノ生徒人員学資出納表二枚ノ内一枚ハ半年分ヲ一括シ上半ケ年ハ七月下半ケ年ハ翌年一月迄ニ第五課ヘ出シ余一枚ハ自己ノ参考ニ供ス
- 第十二条 小学生徒定期試験及万生卒業証書又褒賜等授与ノ時ハ之ニ臨席スベシ
- 第十三条 定規ニ準ヒ学事年報表ヲ調製シ毎年二月十五日ヲ限リ之ヲ開申スベシ
- 第十四条 時間区内ヲ巡回シ学事ノ興廃ヲ監視シ其事ノ細大緩急ニ抛リ速ニ之ヲ開申シ或ハ年報表ト俱ニ開申スベシ
- 第十五条 公立学校ノ書籍器械ハ總テ教員保護役及戸長等ニ協議[協力しての意か?]シ整頓セシムベシ
- 第十六条 生徒若シ除名スヘキ所業ヲナス者アレハ教員保護役及正副区戸長連署具状スベシ
- 第十七条 師範学志願ノ者ハ成規ニ抛リ之ヲ開申スベシ
- 第十八条 講習生徒徴募ノ時ハ成規ニヨリ之ヲ処分スベシ
- 第十九条 区内各学校并教員保護役ノ諸願伺届等成規ニ抛リ之ヲ開申ス
- 第二十条 同僚会諸ヲ開キ或ハ区内教員保護役ヲ会同シムルトキ[もとの字は片仮名のノとキを合わせた合略仮名…以後トと表示する]ハ最前其事由ヲ第五課ヘ届出ベシ
- 第二十一条 学事ヲ以テ人民ニ接対ヲ要スルトキハ其事由ニ抛リ区戸長ニ協議ニ学校ハ勿論区務所或ハ戸長役場等ハ喚招スルモ妨ゲナシ

第二十二條 職務転免等ノ節ハ在職中ノ事務着手扱中ノ件
件等将来ノ見込及区内学事ノ形況評記セル演説書ヲ
作り先ヨリ在来ノ書類并現今取扱ノ諸帳簿等目錄
ヲ副ハ跡役亦ハ同僚ノ者ヘ引渡シ受取候者ヨリモ其
証書交付ス

第二十三條 先役引渡事件ノ内若シ其処分成規ニ戻ルカ或
ハ将来弊害トナリ難引受件々其事由ヲ詳ニシ県庁ヘ
開申スベシ

第二十四條 諸帳簿ノ類、目錄ヲ源ヘ受渡スヘキ代用ノ書
類左ノ通り

- 一、公布布達留 一、県庁達留
- 一、教育雑誌留 一、区内学校年報書類
- 一、同教員名簿 一、同保護役名簿
- 一、同生徒人員校置出納月表
- 一、同学会就不就学調簿 一、願同届留
- 一、此他公用ノ書類悉皆可引継ハ勿論ナリ

◇引用 『群馬県教育史第一巻』 203～204ページ
原文は縦書き

学校保護役事務心得

(明治11年2月18日県達乙二十一号)

第一条 学校保護役ハ本県ノ成規ヲ奉シ学校維持ヲ担当シ
学区取締区戸長ニ協議シ学資出納及ヒ一切ノ雑務ヲ
掌ル

第二条 学資ノ出納ヲ審ニシ其帳簿ヲ整理シ教員ヨリ出ス
所ノ生徒人員階級并入校退校ノ有無調ト併セテ之ヲ
備ヘ学区取締巡回ノ節検査ヲ受ク

但毎月之ヲ総括シ生徒人員学資出納帳三枚ヲ造リ
一枚ハ其校ニ備ヘ二枚ハ翌月五日迄学区取締ヘ出ス

第三条 生徒ヨリ納ムル受業料ハ毎月本校教員ト立会精密
ニ徴集シ其姓名及全員表ヲ製シ出納精算簿ト共ニ学
区取締ノ検査ヲ受ク

第四条 定期試験或ハ及第生卒業証書及ヒ褒賜授與ノ時ハ
必ス臨席ス

第五条 校中ニ器具フル所ノ書籍器械ハ総テ之ヲ管理シ時々
教場ヲ見廻リ紛失錯乱ノ弊ナキ様注意シ其破損アレ
ハ直ニ修理ヲ加フ

但所有品ハ総テ目錄トナシ一目瞭然タルヲ要ス

第六条 常ニ教員ノ出否ヲ詳記シ学区取締巡回ノ際其検査
ヲ受ク

第七条 職務転免等ノ節ハ在職中ノ事務着手扱中ノ件々將
来ノ見込及学資受払ノ方法等詳記セル演説書ヲ作り
先ヨリ在来ノ書類并現今扱ノ諸帳簿等目錄ヲ副ヘ
跡役亦ハ同僚ノ者ヘ引渡シ受取候者ヨリモ其証書交
付スベシ

第八条 先役引渡事件ノ内若シ其処分成規ニ戻ルカ或ハ將
来弊害トナリ難引受件々ハ其事由ヲ詳ニシ学区取締
ヘ申立ベシ

第九条 諸帳簿ノ類目錄ヲ副ヘ受渡スヘキ必用ノ書類
左ノ通り

- 県庁達留 学校年報書類 同生徒人員校費
- 出納月表 学資出納台帳 同受払決算簿
- 寄付ニ係ル全員書籍器械帳簿
- 校舍建坪及敷地附屬地反別等評記セル図
- 学校所有書籍器械雜品調簿 生徒名簿
- 此他公用ノ書類ハ悉皆可引継ハ勿論金円及所
有品ハ引継目錄ヲ別冊ニシ其額ヲ詳ニスベシ

◇引用 『群馬県教育史第一巻』 212～213ページ
原文は縦書き

ところで、明治政府が教育を重要視し、小学校の普及
を喫緊の課題としたのには、どんな理由があったので
しょう。文部省は学制の全面実施は将来に期し、当面の
着手順を定めていました。このことは、文部省が学制原
案に添えて太政官に提出した文書の中に「後来ノ目的
ヲ期シ当今着手之順序ヲ立ル如シ左(原文縦書き)」と前書
きした九項目の最初にあげられています。

- 一 厚クカ[ちから]ヲ小学校ニ可用事……下記資料
 - 二 速ニ師表学校ヲ興スヘキ事
 - 三 一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事
 - 四 各大学区中漸次中学ヲ設クヘキ事
 - 五 生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムヘキ事
 - 六 生徒成業ノ器アルモノハ務テ其大成ヲ期セシムヘキ事
 - 七 商法学校一二所ヲ興ス事
 - 八 凡諸学校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務テ完全ナルヲ
期ス事
 - 九 反訳ノ事業ヲ急ニスル事
- ☆ 参考 『学制百年史』

厚クカヲ小学校ニ可用事

夫レ人ノ学業始メアルニ非サレハ善ク終リアル鮮シタ
トヘハ高キニ登ルカ如シ若初段ヲ不經マサニイツクヨリ
ユカントスサレハ老成ノ練熟ハ少壯ノ研業ニアリ壯盛ノ
進達ハ幼時ノ習学ニ基ク是文明ノ各国ニ於テ小学ノ設盛
大隆壯ナルユエンナリ皇邦從來ノ風凡ソ人ハ九歳若シク
ハ十二三歳ヲ過ク尚学問ノ何物タルヲ不弁漸ク長スルニ
及ンテ其當生ニ汲汲タリトイヘトモ素ヨリ天然ノ良智ヲ
其以テ可進達ノ時ニ棄テシメタルヲ以テ志行賤劣求ムル
所モ亦隨テ得事不能流離落魄ウラ活スル不能者不可勝数
タマタマ学フモノハ之ヲ其可学ノ時不学ヲ以テ其基礎已
ニ不立タトヘハ無橋舟ノ如シ至ル所繋留シ其学遂ニ上達
スル不能コト多シ然ハ則世ノ文明ヲ期シ人ノ才芸ヲ待ツ
之ヲ小学ノ教ノ能ク広普完整スルニ求ムルニアルノミ故
ニカヲ小学ニ用ユルコト当今着手第一ノ務トス

◇ 引用 『学制百年史』 166・7ページ